

佐倉市開発行為等の規制に関する条例（平成14年佐倉市条例第20号）改正案（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市街化調整区域において行う次に掲げる開発行為</p> <p>ア 既存建築物のうち、用途が専用住宅であるもの又は地区集会所（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体の集会の用に供する建築物をいう。</u>）その他都市計画法第29条第1項第3号に規定する施設に準ずる施設である建築物の増築又は改築（当該既存建築物の敷地及び用途を変更しないものに限る。<u>ただし、当該既存建築物の敷地及び用途の変更について、やむを得ない事情があると市長が認める場合を除く。</u>）を目的とする開発行為</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市街化調整区域において行う次に掲げる開発行為</p> <p>ア 既存建築物のうち、用途が専用住宅であるものの増築又は改築（当該既存建築物の敷地及び用途を変更しないものに限る。）を目的とする開発行為</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>
<p>2 <u>前項第1号の規定により開発する土地の区域は、政令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。）を含まない土地の区域とする。</u></p>	
<p>3 <u>第1項第2号から第7号までの規定により開発する土地の区域は、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域とする。</u></p>	<p>2 <u>前項の規定により開発する土地の区域は、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域とする。</u></p>
<p>4～6 (略)</p> <p>(開発行為の計画の取りやめ)</p>	<p>3～5 (略)</p>
<p>第12条 <u>第7条又は第8条に規定する協議を行っている者は、当該協議に係る開発行為の計画を取りやめたときは、速やかにその旨を規則で定める書面により市長に届け出なければならない。</u></p>	
<p>2 <u>市長は、第7条又は第8条に規定する協議について規則で定めるところにより申請した日から起算して1年以内に法第30条に規定する許可申請の手續が行われない場合は、当該協議に係る開発行為の計画を取りやめた</u></p>	

改正後	改正前
<p>ものとみなす。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

附 則 (令和×年×月×日佐倉市条例第×号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第12条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に申請される事前協議について適用し、同日前に申請された事前協議については、なお従前の例による。